〔令和6年4月1日 介護報酬改定による改定版〕

指 定 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 · 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 運 営 規 程

安平町認知症高齢者グループホーム「さかえ」

安平町指定管理者指定事業法人: 社会福祉法人富門華会

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富門華会が、安平町より指定管理者制度の指定を受けて管理運営を行なう、安平町指定認知症対応型共同生活介護及び安平町指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者が、要介護及び要支援2の状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、要介護者であって認知症の状態にあるもの(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動障害がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)について、事業所において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 安平町認知症高齢者グループホーム「さかえ」
- (2) 所在地 安平町早来栄町133番地65

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・介護支援専門員・兼務可)
 - 管理者は、事業所の従業者の管理、利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の 管理を一元的に行うとともに、従業者に事業運営に必要な指揮命令を行う。
- (2)介護計画作成担当者 1名以上(介護支援専門員・兼務可) 介護計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する福祉施設、医療機関等との連絡調整を行う。
- (3)介護職員 常勤換算5名以上 介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、9名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1)入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4)相談、援助

(介護計画の作成)

- 第7条 事業の提供を開始する際には、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を充分に把握し、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「介護計画」という。)を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更の際には、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得るものとする。
- 3 入居者に対し、介護計画に基づいた各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、 評価を行う。

(短期利用型共同生活介護)

- 第8条 当事業所は、入居定員の範囲内で、空き居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指 定短期利用型共同生活介護(以下「短期利用型共同生活介護」という。)を提供する。
- 2 短期利用型共同生活介護の定員は、1ユニットにつき1名とする。
- 3 短期利用型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用機期間を定めるものとする。
- 4 短期利用型共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に従い、当事業所の計画作成担当者が、介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供するものとする。
- 5 入居者が入院等の為に、長期にわたり不在となる時は、当該入居者及び家族の同意を得て、短期利 用型共同生活介護の居室に利用することがある。

なお、この期間の家賃等の経費については、当該入居者ではなく、短期利用型共同生活介護の利用者 が負担するものとする。

(利用者負担額等)

第9条 事業所が提供する事業の入居者負担額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。

なお、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

- 2 前項で定める利用料の額のうち、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、保険者から発行される「介護保険負担割合証」にて、2割負担とされた入居者については、その2割の額とし、3割負担とされた入居者については、その3割の額とする。
- 3 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けることとする。

なお、月の途中における入居又は退去については、食材料費のみ日割り計算とする。

また、(1)に示す家賃については、「安平町認知症高齢者グループホーム条例 第10条第3項(安平町条例第90号 平成18年3月27日)」の改定された額とするが、令和3年度に限り経過措置期間として、改定により生じた値上げ額の50パーセントを徴収するものとする。

- (1)家賃 別表の通り(高額介護サービス費を基準とする、段階制家賃)
- (2) 光熱水費 月額 20,000円
- (3)食材料費 月額 30,000円
- (4) その他、日常生活で通常必要となる費用で、入居者負担が適当と認められる費用 実費
- 4 (4)の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、事前に入居者又はその家族に対して必要な資

料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、入居者の同意を得なければならない。

(入居にあたっての留意事項)

第10条 事業の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ、次の各号を満たすものであること。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害のおそれがないこと
- (3) 常時医療機関において治療する必要がないこと
- 2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去しなければならない。
- 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うように努める。

(秘密保持)

- 第11条 本事業の従事者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従事者であった者が、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講ずる。

(苦情処理)

第12条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、 事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等、必要な措置を講ずるも のとする。

(損害賠償)

- 第13条 入居者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに 損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のため、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(衛生管理)

- 第14条 事業を提供するに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(協力医療機関など)

- 第15条 事業所は主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力 医療機関を定めるよう努めるものとする。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

- (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。) との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指 定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決 めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、 退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものと する。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

(緊急時における対応)

第16条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた場合は、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合は、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連絡を図り避難訓練を行う。

(その他運営についての事項)

- 第18条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
- (1)採用時研修 採用後1ケ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所は、この事業を行うためケース記録、入居者負担金等収納簿、その他必要な記録を整理する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年9月16日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 家賃表(令和3年4月施行「安平町条例第90号 第10条第3項」の改定による)

(1) 令和3年度

利用者負担段階	家賃
第1段階及び第2段階	月額12,500円
第3段階	月額17,300円
第4段階及び第5段階	月額27,200円

(2) 令和4年度以降

利用者負担段階	家賃
第1段階及び第2段階	月額15,000円
第3段階	月額24,600円
第4段階及び第5段階	月額44,400円